

一宮町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月28日

一宮町教育委員会教育長

竹之内 達也



一宮町教育委員会告示第3号

一宮町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示

一宮町特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和2年一宮町教委告示第1号）の一部を
次のように改正する。

別記様式を次のように改める

就学奨励補助金は辞退します。保護者氏名

す

通学費用明細	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)	特記事項	支弁区分
		☐ 要保護者	☐ I 段階 (令第2条第1号該当)
		☐ 被保護 (☐ 要保護)	☐ II 段階 (" 第2号該当)
			☐ III 段階 (" 第3号該当)

(注) 1. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。